

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第156号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 2の項中「又は中等教育学校」を「, 中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)